

埼玉県最低賃金のお知らせ

令和3年
10月1日から
＜時間額＞

956 円

28円
UP ↑

最低賃金に関するお問い合わせは
埼玉労働局労働基準部(☎048-600-6205)
または最寄りの労働基準監督署へ

HPで確認！

埼玉県 最低賃金

検索